

第 24 回岩手県障がい者スポーツ大会運営要項

1 実施競技・開催会場

実施競技	会 場	競技開始時間
陸上競技	岩手県営運動公園／陸上競技場	10：30
水泳競技	ふれあいランド岩手／プール	11：30
アーチェリー競技	ふれあいランド岩手／アーチェリー場	11：00
卓球競技（一般卓球）	ふれあいランド岩手／体育館	10：00
卓球競技（STT）	ふれあいランド岩手／ふれあいホール	10：00
フライングディスク競技	岩手県営運動公園／補助競技場	10：30
ボウリング競技	盛岡スターレーン	10：00
※ボッチャ競技	ふれあいランド岩手／体育館	5/15（日）開催

※ボッチャ競技については別途実施要項により開催する。

2 競技主管

岩手陸上競技協会、岩手県水泳連盟、岩手県アーチェリー協会
岩手県ボウリング連盟、岩手県卓球協会、岩手県障がい者フライングディスク協会

3 大会開催可否の判断

(1) 天候にかかる判断

大会当日、午前5時に決定する。開催可否については『岩手県障がい者スポーツ協会』ホームページ等にて周知する。なお、荒天時において、屋外実施競技（陸上、アーチェリー、フライングディスク）は中止となる可能性がある。

(2) 新型コロナウイルス感染症まん延時における大会中止の判断

本大会は、新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和4年2月1日改訂）における「県施設・県主催イベントの取組」に準じて感染防止対策を徹底しながら実施することとする。

ただし、ボッチャ競技については4月28日(木)、それ以外の競技については5月20日(金)の時点で、本県域を対象として不要不急の外出自粛要請やイベント自粛要請を含む措置等が発出されている場合は、大会を中止し、速やかに各市町村、関係団体等に通知するとともに、『岩手県障がい者スポーツ協会』ホームページ等にて周知する。

なお、上記判断日以降に、新型コロナウイルスの感染拡大状況により、大会を安全に開催することに懸念が生じた場合は、随時、主催者及び競技運営主管団体等で協議を行った後、実行委員会において大会の開催可否を決定する。

決定内容は、速やかに各市町村、関係団体等に通知するとともに、『岩手県障がい者スポーツ協会』ホームページ等にて周知する。

(3) その他

本大会を中止した場合は、代替大会等の実施について検討する。

4 開閉会式

今回は、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、開閉会式は実施しない。

5 受付

(1) 受付場所・方法

例年実施している選手団（市町村）の受付場所は設置しない。選手は、各競技受付場所に集合して、受付を行うこととする。

競技	会場／場所等	受付時間
陸上競技	県営運動公園／陸上競技場（選手招集所）	出場する種目の招集時間に合わせて受付を行う予定。ただし、競技団体との調整により変更する場合がある。
水泳競技	ふれあいランド岩手／スポーツ受付前	
アーチェリー競技	ふれあいランド岩手／アーチェリー場	
卓球競技（一般卓球）	ふれあいランド岩手／体育館	
卓球競技（STT）	ふれあいランド岩手／ふれあいホール	
フライングディスク競技	県営運動公園／補助競技場	
ボウリング競技	盛岡スターレーン／1階入口付近	

(2) 参加記念品（タオル）の配布

事前に選手の自宅、又は選手所属先等に送付することとする。例年、実施している選手団（市町村）受付場所での配布は行わない。

6 ゼッケン（ナンバーカード）

選手は、主催者から配布されたゼッケン（ナンバーカード）を着用する。陸上競技、フライングディスク、ボウリング競技は背と胸に、卓球競技は背に、アーチェリー競技は、競技者のクイパーまたは太ももにつける。なお、水泳競技においては大会事務局が指定した方法により表示するものとする。

7 表彰

表彰は、各組1位から3位までにメダルを授与する。ただし、密を避けるために簡易的な表彰方法とすることがある。

8 競技上の注意事項

(1) 共通事項

- ①この大会の競技規則については、「全国障害者スポーツ大会競技規則（以下「競技規則」という）及び各競技団体の規則等を準用するほか、必要事項は別に定める。
- ②競技を棄権する場合は欠場届を提出すること。
- ③競技者はプログラムに掲載されている集合時刻までに所定の場所で受付を行い、係員の指示を受けること。
- ④競技者の変更は認めない。
- ⑤競技出場は、原則1人1競技種目とする。ただし、陸上の団体競技（リレー競技）及びボッチャ競技については、そのかぎりでない。なお、本大会においては、陸上の団体競技（リレー競技）は実施しない。
- ⑥競技者は各競技にふさわしい服装とすること。

(2) 陸上

- ①競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところによる。（競技用靴のスパイクピンの数は11本以内で、長さは9mm以下、走高跳、ソフトボール投及びジャバリックスクローは12mm以下とする等。）ただし、危険（ケガ）の予防上、裸足での競技参加は認めない。
- ②下肢障がい者が投てきを行う場合は、杖、松葉杖を使用することができる。
- ③セパレートコースの場合、他のコースに入ったときは、失格とされる場合がある。
- ④競技は、全て決勝種目とし、入賞は各組1位から3位までとする。

- ⑤車いす 50m 走に出場する競技者の車いすは日常用を使用すること。
- ⑥車いす区分 100m 以上の競争種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用すること。
- ⑦区分 24 に出場する競技者は、競技エリア内においては、アイマスク、又はアイシェードを着用することが義務付けられたが、本大会は、移行期間として柔軟に対応する。
- ⑧視覚障がい者の伴走者のひもは非伸縮性で 50 cm以内とし、スタートからゴールまでひもを離さないこと。
- ⑨跳躍及び投てきは原則として、3回の試技を行うこととするが、競技進行の都合により、あらかじめ指示して2回の試技をもって順位を決めることがある。

(3) 卓 球（一般卓球及びサウンドテーブルテニス）

- ①（公財）日本卓球協会競技規則を準用する。
- ②ラケットは各自用意する。サウンドテーブルテニスのラケットは木質生地とする。
- ③視覚障がい区分は、アイマスク、又はアイシェード（以下「アイマスク等」という）の装着の有無により、出場種目を分ける。アイマスク等の着用なしは一般卓球へ、アイマスク等の着用ありはサウンドテーブルテニスに出場できる。
- ④1ゲームの勝敗は11点先取した者、試合の勝者は、3ゲーム先取した者とする。ただし、競技進行上の都合により、あらかじめ指示して2ゲーム先取したものを勝者とすることがある。

(4) アーチェリー

- ①競技は、個人競技とする。
- ②用具は各自用意すること。
- ③下肢障がい者であって杖、松葉杖、車椅子を常用している者は、これらのものを使用して競技することができる。
- ④その他、（公社）全日本アーチェリー連盟競技規則に準ずる。

(5) 水 泳

- ①障害区分浮具使用者を除き競技中、競技者の推進力、浮力、又は耐久力を増すような器具を使用又は着用してはならない。
- ②競技者は、競泳（水泳）帽を着用すること。
- ③障害区分 23 の者は、競技中に光を通さないゴーグルを着用し、競技終了まで外してはならないが、本大会では移行期間とし、柔軟に対応する。
- ④競技者が自己のコースから出たとき、又は他の競技者を妨害したときは失格とする。
- ⑤自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。また、競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。
- ⑥全ての障がい区分において、飛び込みスタート、又は水中スタートを選択できる。ただし、参加申込時に申告すること。
- ⑦F I N A公認水着の着用を推奨する。ただし、本大会では、通常の競技用水着であれば参加可能とする。

(6) フライングディスク

- ①競技に使用する公式ディスクは、主催者で用意する。
- ②どの種類の投げ方でも認められる。
- ③その他は、日本障害者フライングディスク連盟競技規則に準ずる。

(7) ボウリング

- ①競技に支障のない服装とし、必ずソックスを履くこと。
- ②ボウリングシューズ、ボールは各自のものを使用するのが望ましいが、ボウリング場のものを使用してもかまわない（有料）。
- ③その他、（公財）全日本ボウリング協会競技規則に準ずる。

9 抗議

競技上の抗議は、競技規則の定めるところによる。

10 記録

公式の記録は、大会本部で取りまとめ、岩手県障がい者スポーツ協会のホームページにて公開する。

11 その他

この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、別に定める。